

令和5年度第2回水戸市環境審議会 次第

日時 令和5年12月27日（水）

午後2時00分～

場所 水戸市役所4階 政策会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

水戸市環境基本計画（第3次）骨子素案について

4 閉 会

【配布資料】

- 1 令和5年度第2回水戸市環境審議会次第（本紙）
- 2 水戸市環境審議会委員名簿
- 3 水戸市環境審議会条例
- 4 資料1 水戸市環境基本計画（第3次）骨子素案
- 5 参考資料 環境に関する市民アンケート調査結果

水戸市環境審議会委員名簿

令和4年6月30日から
令和6年6月29日まで

| | 役 職 等 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-------------------------|-----------|-----|
| 関係機関 | 常陸河川国道事務所計画課 課長 | 須 藤 勝 | |
| | 茨城県環境政策課 課長 | 深 澤 敏 幸 | |
| 関係団体 | 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長 | 堀 井 武 重 | |
| | 水戸女性会議 会計 | 豊 田 光 恵 | |
| | 水戸農業協同組合 代表理事組合長 | 飯 島 清 光 | |
| | 水戸商工会議所 | 櫻 場 誠 二 | |
| | 街を花と緑でいっぱいにする会 会長 | 清 野 崇 | |
| 学識経験者 | 茨城大学人文社会科学部 学部長 | 原 口 弥 生 | |
| | 筑波大学芸術系 教授 | 山 本 早 里 | |
| | 茨城県環境管理協会 理事長 | 森 島 康 | |
| | 茨城生物の会 顧問 | 小 菅 次 男 | |
| | 茨城県環境アドバイザー | 安 昌 美 | |
| | 水戸市環境保全会議 代表 | 高 橋 正 道 | |
| 議員 | 水戸市議会議員 | 土 田 記 代 美 | |
| | 水戸市議会 副議長 | 高 倉 富 士 男 | |
| 市民 | 公募市民 | 澁 谷 史 子 | |
| | 公募市民 | 松 下 茂 夫 | |

○水戸市環境審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第35号

改正 平成7年3月30日条例第10号

(題名改称)

平成23年3月25日条例第10号

平成27年3月24日条例第9号

水戸市公害対策審議会条例(昭和45年水戸市条例第50号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、水戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平7条例10・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全対策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(平7条例10・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する17人以内の委員をもって組織する。

(平7条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、第2条に規定する所掌事項について調査及び研究(以下「調査等」という。)をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を審議会に報告するものとする。

(平23条例10・全改)

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(平23条例10・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(平23条例10・旧第8条繰下, 平27条例9・一部改正)

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23条例10・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成7年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市公害対策審議会条例第3条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の水戸市環境審議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 新条例第3条の規定により委嘱された委員(前項に規定する委員を含む。)の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、平成8年1月23日までとする。

付 則 (平成23年3月25日条例第10号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

水戸市環境基本計画（第3次）
骨子素案

2024（令和6）年●月

水戸市

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 1 |
| 3 計画の対象..... | 2 |
| 4 計画の期間..... | 2 |
| 5 計画の推進主体..... | 3 |
| 6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係..... | 4 |
| 第2章 本市の環境を取り巻く現況と課題..... | 6 |
| 1 気候変動..... | 6 |
| 2 循環型社会..... | 11 |
| 3 自然環境..... | 14 |
| 4 生活環境..... | 21 |
| 5 協働による環境保全..... | 24 |
| 第3章 計画目標..... | 27 |
| 1 目指す将来像..... | 27 |
| 2 基本方針..... | 28 |
| 第4章 将来像実現に向けた施策の展開..... | 29 |
| 1 施策体系..... | 29 |
| 2 施策の展開（作成中）..... | 30 |
| 第5章 推進体制と進行管理..... | 31 |
| 1 計画の推進体制..... | 31 |
| 2 計画の進行管理..... | 32 |
| 参考資料（作成中）..... | 33 |
| アンケート調査結果..... | 33 |
| 用語解説..... | 33 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成26）年3月に、環境の保全及び創造に関する基本計画である「水戸市環境基本計画（第2次）（以下「前計画」という。）」を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。このような中、地球温暖化の深刻化や外来生物の増加など、本市の環境問題を取り巻く情勢は、日々大きく変化し続けています。

世界では、2015（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられるとともに、気候変動に係る「パリ協定」をはじめ、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など、環境問題に対する具体的な目標を掲げての取組が進んでいます。

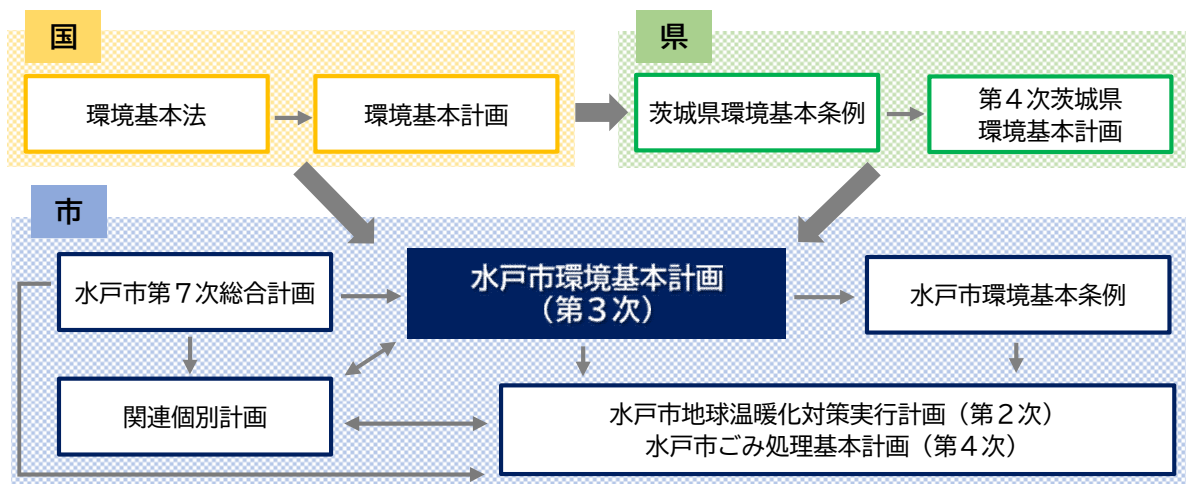
また、国においては、カーボンニュートラル、循環経済、自然再興の達成と環境・経済・社会の統合的向上の実現のため、2018（平成30）年4月に閣議決定した「第5次環境基本計画」の改定作業を進めています。

このような状況から、環境問題や経済・社会情勢に対応するため、SDGsの理念や国、県の計画を踏まえるとともに、「水戸市第7次総合計画」や「水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）」等との整合を図りながら、前計画を承継する「水戸市環境基本計画（第3次）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「水戸市環境基本条例」第10条に基づき策定するものです。「水戸市第7次総合計画」の環境分野の個別計画に位置付けるとともに、関連個別計画と整合を図りながら、「水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）」及び「水戸市ごみ処理基本計画（第4次）」の上位計画として、環境行政を総合的かつ計画的に推進します。

また、国の「環境基本計画」や「第4次茨城県環境基本計画」を踏まえた計画とします。



図〇 計画の位置付け

3 計画の対象

(1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、水戸市全域とします。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は次のとおりです。

| 対象範囲 | |
|-----------|---|
| 気候変動 | 温室効果ガスの削減による気候変動の抑制（緩和策） 気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策） |
| 循環型社会 | ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R） |
| 自然環境 | 生物多様性の保全，水辺環境の保全・再生，緑の創出と保全 |
| 生活環境 | 大気・水・土壌環境等における公害の未然防止 歴史的，文化的景観の保全・形成，まちの美化 |
| 協働による環境保全 | 環境学習・環境教育，環境保全活動 |

4 計画の期間

本計画の期間は，2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

※1 国，県，市の地球温暖化に係る計画の目標年度を踏まえ，2030年度までの計画とします。

※2 社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ，計画の見直しを検討します。

5 計画の推進主体

複雑化・多様化する環境問題に対応していくためには、市民、事業者、市の協働による取組が重要となります。本計画では、「水戸市環境基本条例」における各主体の責務に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、気候変動や自然環境など、広域で取り組むことが望ましい事項については、国や茨城県、いばらき県央地域連携中枢都市圏等での連携も含め、取組を推進していきます。

(1) 市の役割

市は、市民や事業者との協働により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

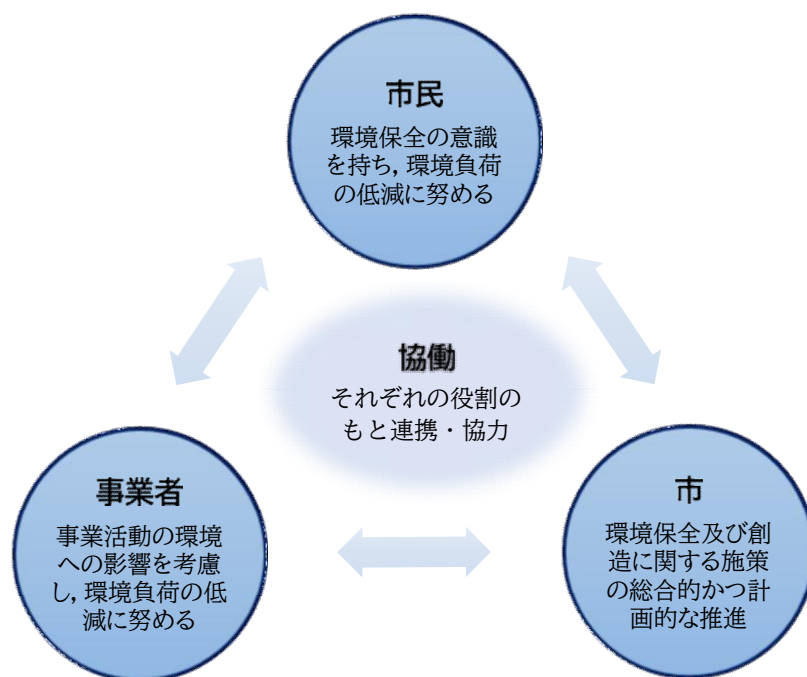
また、一事業者として、率先して環境保全に係る取組を実施します。

(2) 市民の役割

市民は、その日常生活において、環境保全の意識を持って行動し、環境負荷の低減に努めるとともに、事業者や市との協働による環境保全に係る取組を実施します。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たって、事業活動による環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に努めるとともに、市民や市との協働による環境保全に係る取組を実施します。



図〇 市民、事業者、市の関係

6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは



持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国においては、優れた取組を提案した都市をSDGs未来都市に選定するなど、SDGsを原動力とした地方創生を推進しており、地方公共団体においても、SDGsを踏まえた持続可能なまちづくりが求められています。



図〇 持続可能な開発目標（出典：国際連合広報センター）

(2) 本計画に関連する持続可能な開発目標（SDGs）

| 関連するSDGsのゴール | 主に関連する対象範囲 |
|---|-------------------|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p> | <p>地球温暖化，生活環境</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> | <p>協働による環境保全</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>  | <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p> | <p>自然環境, 生活環境</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  | <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> | <p>地球温暖化</p> |
| <p>8 働きがいも 経済成長も</p>  | <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p> | <p>地球温暖化</p> |
| <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  | <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p> | <p>地球温暖化, 循環型社会, 自然環境, 生活環境, 協働による環境保全</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p> | <p>循環型社会</p> |
| <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  | <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p> | <p>地球温暖化</p> |
| <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>  | <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p> | <p>循環型社会, 自然環境</p> |
| <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>  | <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。</p> | <p>地球温暖化, 自然環境, 生活環境</p> |
| <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p> | <p>協働による環境保全</p> |

第2章 本市の環境を取り巻く現況と課題

1 気候変動

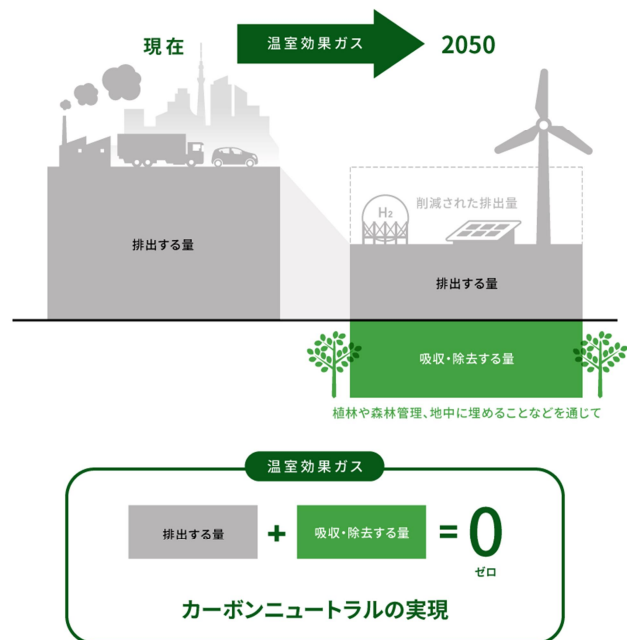
(1) 概況

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を起因とする地球温暖化は、世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等の気候変動を引き起こしており、人類の生存基盤に影響を与える最も重要な環境問題の一つとされています。2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催されたCOP21では、法的拘束力のある国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことや「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を図る」といった目標が掲げられました。また、2023（令和5）年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、「温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、（中略）この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる」としており、今後の10年間における対応が決定的に重要となります。

国においては、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指すことを表明するとともに、2021（令和3）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正し、基本理念に2050年までの脱炭素社会の実現を明記するなど、脱炭素社会の実現に向けた法的強化を図っています。同年10月には、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46パーセント削減することを目指し、さらには、50パーセントの高みに向け、挑戦を続けていくとしたところです。

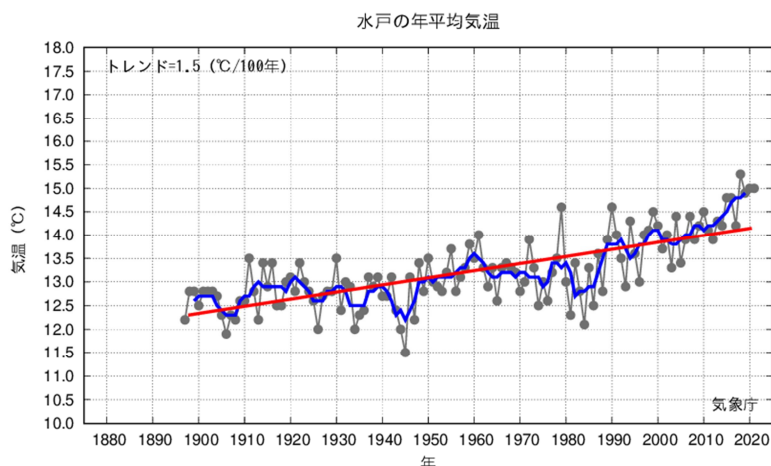
この目標の達成に向けては、2021年に森林の二酸化炭素吸収作用強化対策として、建築物分野での木材利用を促進する「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行したほか、2022（令和4）年の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正により、建築物の省エネ性能を向上させる対策の抜本的な強化を図るなど、様々な分野でカーボンニュートラルに向けた取組が加速しています。

また、2018（平成30）年6月の「気候変動適応法」の施行により、温室効果ガス排出量削減に取り組む「緩和策」に加え、気候変動に伴う被害の回避・軽減を図る「適応策」についても法的整備を行いました。同年11月には「気候変動適応計画」を策定し、農業・林業・水産業分野をはじめ、自然生態系分野、自然災害・沿岸域分野など、7分野において適応策の推進を図るとしています。



図〇 カーボンニュートラルとは（出典：経済産業省）

本市においては、年平均気温が100年間で約1.5℃上昇しており、日本全体の年平均気温の上昇(1.2℃)より高い状況です。このような中、2020(令和2)年7月に、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指すゼロカーボンシティを宣言したほか、2023(令和5)年3月には、ゼロカーボン・エコシティ水戸を目指すべき将来像とした「水戸市地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定しました。同計画では、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46パーセントの削減を目指すこととし、目標の達成に向け、本市の課題である運輸部門、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減に重点的に取り組むとともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減策である適応策の推進を図っています。



図〇 水戸市の年平均気温の推移(出展:気象庁)

(2) 前計画の取組

前計画では、「地球温暖化の防止」を環境目標に掲げ、創エネルギーや省エネルギー等の施策を推進してきましたが、2022(令和4)年度時点で、四つの環境指標のうち、一つの指標を達成するにとどまっています。

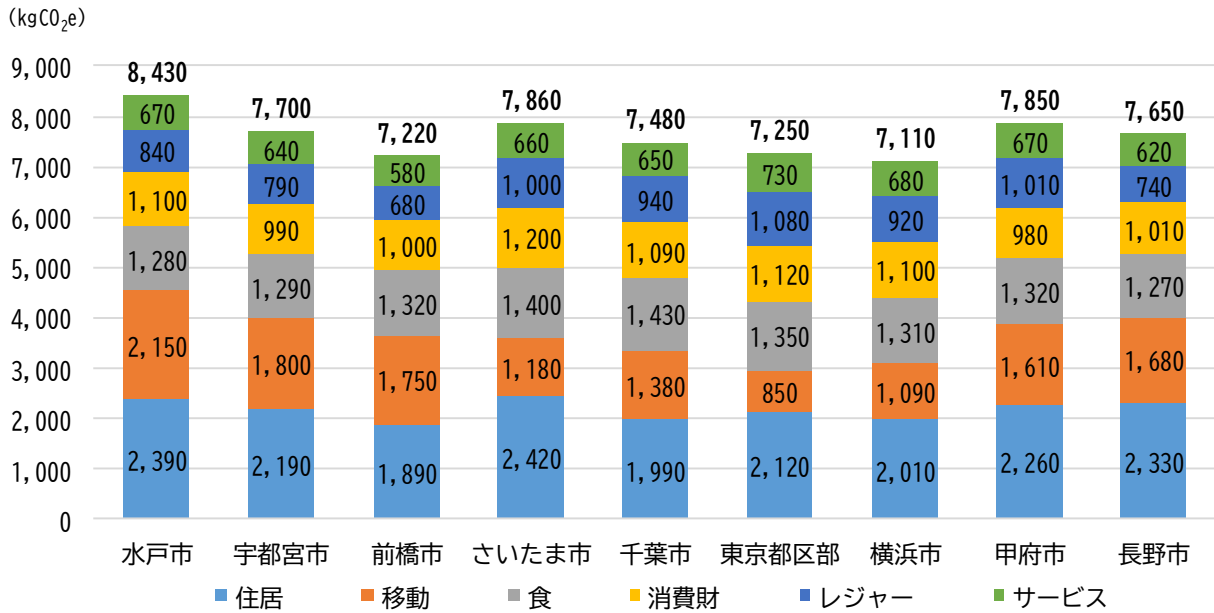
水戸市環境基本計画(第2次)環境目標1 地球温暖化の防止 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|--|---|---------------------|--|--------------|
| 市域から排出される二酸化炭素量 | 152.9万 t-CO ₂ (2010(H22)) | 【算定中】 (2020(R2)) | 126.9万 t-CO ₂ (2021(R3)) | 未達成 |
| 「メガソーラーみと発電所」の発電能力 (市内の家庭や事業所等の総数) | 6.3メガワット | 112メガワット | 100メガワット | 達成 |
| 温暖化対策に関する市民意識(温暖化対策度チェックの平均点数) | 64.4点 | 72.6点 | 80.0点 | 未達成 |
| バスや鉄道等の公共交通機関が充実していると感じている市民の割合(市民アンケート) | 31.7% | 32.3% | 40.0% | 未達成 |

(3) 主な課題

課題1：市域から排出される温室効果ガス削減が必要である。

2021（令和3）年7月に国立環境研究所が公表した主要52都市（県庁所在地，政令指定都市）における平均的な市民による直接・間接的な温室効果ガス排出量「カーボンフットプリント」では，本市はワースト1位となっており，特に，住居や移動からの温室効果ガス排出量が多いと分析されています。

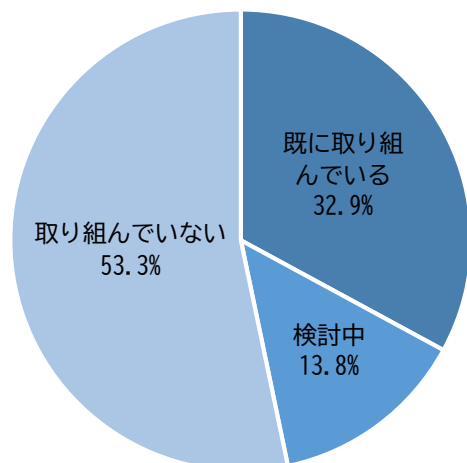


図〇 関東の県庁所在地におけるカーボンフットプリント

（出典：小出 瑠・小嶋 公史・南齋 規介・Michael Lettenmeier・浅川 賢司・劉 晨・村上 進亮（2021）「国内52都市における脱炭素型ライフスタイルの選択肢：カーボンフットプリントと削減効果データブック」）

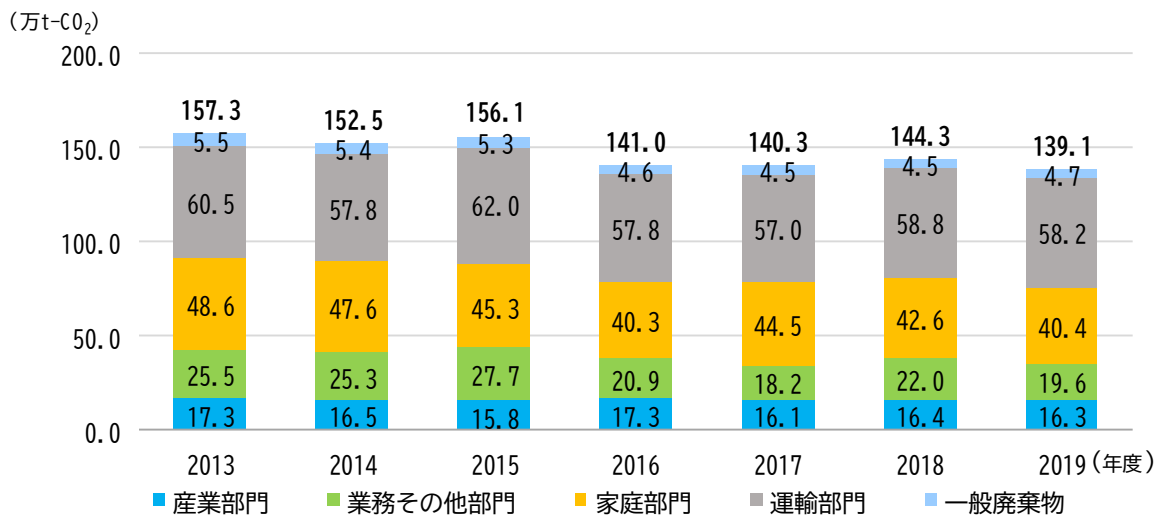
2020（令和2）年8月に実施した「地球温暖化対策に関するアンケート調査（以下「温暖化対策アンケート」という。）」では，多くの市民がマイバックの使用によるレジ袋の削減，こまめな消灯等の節電に取り組んでいると回答していますが，次世代自動車への乗り換えや外出時の公共交通の利用など，移動に関する取組の実施率は低い状況にあります。

また，事業者においては，2023（令和5）年7月の「中小企業・小規模企業振興計画策定に係るアンケート」で，カーボンニュートラルの取組をしていないと回答した割合が53.3パーセントに上っています。



図〇 カーボンニュートラルに取り組む事業所
（出典：水戸市中小企業・小規模企業振興計画策定に係るアンケート調査報告書）

前計画の環境指標である、市内の家庭や事業所等の太陽光発電の発電能力の総和である「メガソーラーみと発電所」の発電能力が大幅に増加していることから、創エネルギーに係る取組は一定の成果があり、再生可能エネルギーの普及は進んでいると考えられます。しかし、市域から排出される二酸化炭素量は、減少傾向にあるものの、指標は未達成となっています。このような状況から、より一層、市民、事業者の温室効果ガス削減に資する取組を促進する必要があります。加えて、市も一事業者として、高い目標を持って温室効果ガス削減に取り組むことが求められます。



※ 小数点以下を四捨五入して計算しているため、合計値が一致しない箇所があります。

図〇 水戸市の温室効果ガス排出量の推移 (出典：水戸市地球温暖化対策実行計画 (第2次))

課題2：温室効果ガス吸収源対策が必要である。

カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガスの削減を図ると同時に、排出された温室効果ガスの吸収源を確保することも重要です。二酸化炭素を吸収し、貯蔵する働きがある樹木を建築物等に利用することは、温室効果ガスの吸収源として有効です。本市の森林や公園等の緑による温室効果ガス吸収量は、年間約5,000t-CO₂と排出量の約0.04パーセント程度にとどまっていることから、森林資源の循環利用を普及させていくことが必要です。



図〇 森林資源の循環利用のイメージ (出典：林野庁 令和4年度森林・林業白書)

課題3：適応策の認知度を高めながら、取組を推進する必要がある。

「緩和策」との両輪となる気候変動に伴う被害の回避・軽減を図る「適応策」については、比較的新しい考え方であり、「温暖化対策アンケート」において、市民、事業者ともに認知度が全体の30パーセント程度となっています。本市では、降った雨を側溝や水路等で流しきれないため発生する内水はん濫への対策や屋外・室内における熱中症予防など、様々な分野の「適応策」を推進しております。今後、気候変動の影響により、暑熱環境による市民生活への影響は増大していくと考えられることから、対策を強化する必要があります。また、より一層の取組を推進するためには、市民、事業者に「適応策」の考え方を広め、理解・協力を得ることが重要です。



図〇 緩和と適応（出典：気候変動適応情報プラットフォーム）

2 循環型社会

(1) 概況

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など、様々な環境問題にも影響を与えています。このような中、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につなげる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の取組が国際社会共通の課題となっています。

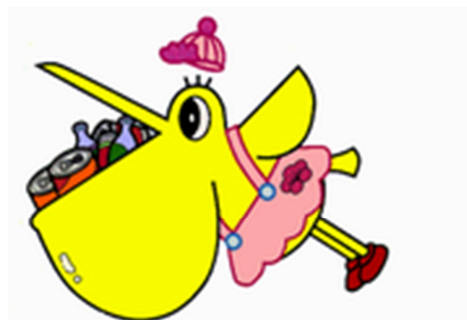
国においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を重要な方向性として掲げた「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定したほか、まだ食べられるにもかかわらず様々な理由で捨てられてしまう食品に係る「食品ロスの削減の推進に関する法律」や海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみによる環境汚染に対応する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、法の整備を行ったところです。

本市では、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までを計画年度とした「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」を策定し、2020（令和2）年4月の清掃工場「えこみっと」の供用開始にあわせ、プラスチック製容器包装をはじめとした新たな分別品目の収集を開始するなど、ごみの減量化・再資源化に積極的に取り組んできました。

また、不法投棄といった問題も依然として発生しており、監視の強化等に努めています。



清掃工場「えこみっと」



水戸市ごみ減量イメージキャラクター リサイクルリン

(2) 前計画の取組

前計画では、「循環型社会の構築」を環境目標に掲げ、ごみの発生抑制の促進や資源循環の推進、廃棄物の適正な処理の推進を図ってきました。2020（令和2）年度から資源物とごみを5種16分別に細分化し、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源物や蛍光灯、水銀体温計等の有害ごみについて、集積所での収集を開始したことにより、2022（令和4）年度時点で一人一日当たりのごみの減量率など、三つの環境指標を達成しています。

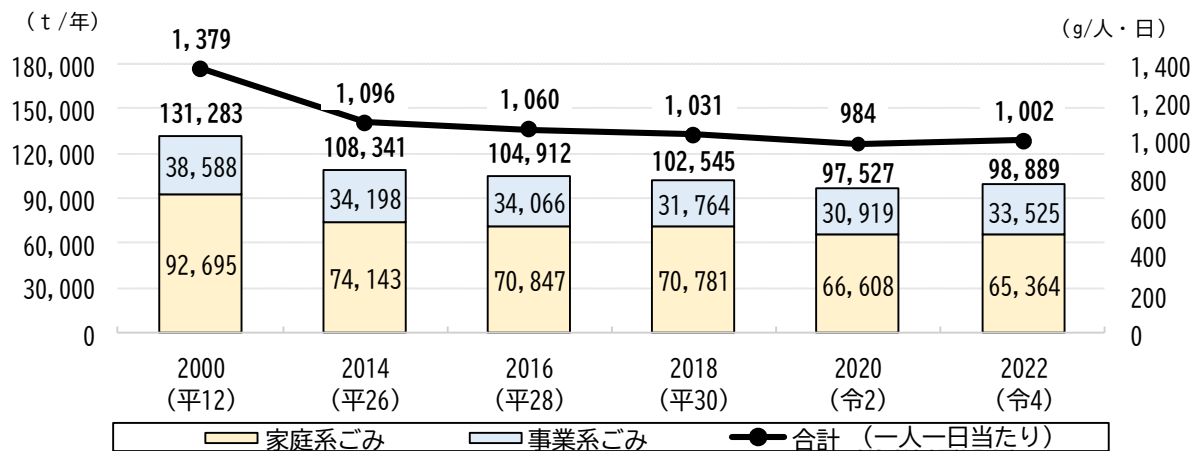
水戸市環境基本計画（第2次）環境目標2 循環型社会の構築 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|---|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 一人一日当たりのごみの減量率（H12比） | 19.7% | 27.3% | 25%以上 | 達成 |
| リサイクル率 | 17.2% | 26.3% | 25%以上 | 達成 |
| 不法投棄箇所数（年間通報箇所） | 137箇所 | 98箇所 | 80箇所 | 未達成 |
| ごみの収集・処理や減量化・再資源化の対策に満足している市民の割合（市民アンケート） | 49.6% | 61.4% | 55% | 達成 |

(3) 主な課題

課題1：ごみの排出量を抑制する必要がある。

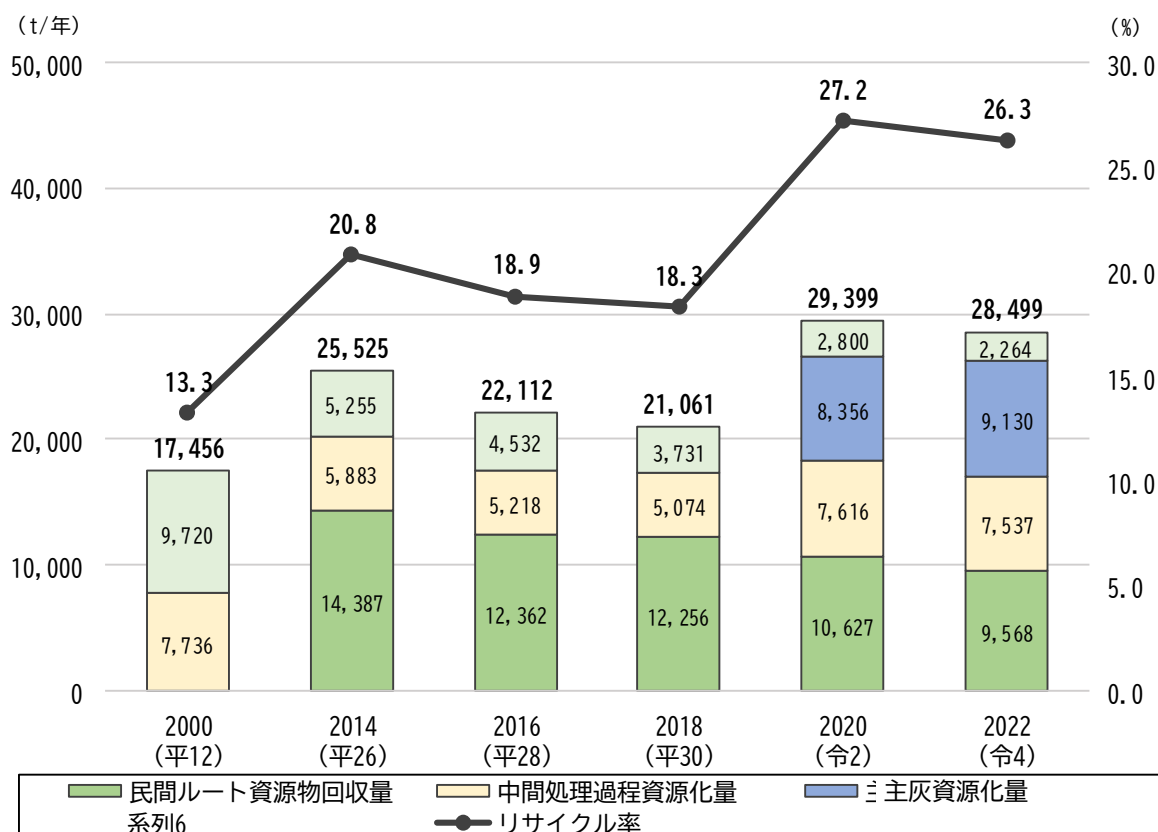
本市における家庭系ごみの排出量は減少傾向にあり、また、事業系ごみの排出量は概ね横ばいで推移しています。市民一人一日当たりのごみ総排出量は、2022（令和4）年度で1,002グラムとなり、国の数値目標（2025（令和7）年度で約850グラム）と比べて多くなっています。このような状況から、循環型社会の形成に向け、より一層ごみ排出量を抑制する取組を推進する必要があります。



図〇 ごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量の推移（出展：水戸市ごみ処理基本計画（第4次））

課題2：リサイクル率を高める必要がある。

資源化量は、2020（令和2）年度からの清掃工場「えこみっと」の供用開始及び新分別への移行により、中間処理過程資源化量とともに主灰資源化量が増加し、2022（令和4）年度の資源化量は28,499t、リサイクル率は26.3パーセントとなりましたが、国の数値目標（2025（令和7）年度で約28パーセント）と比べ低い状況にあります。このような状況を踏まえ、引き続き、分別排出の徹底が必要となります。



図〇 資源化量及びリサイクル率の推移の推移（出展：水戸市ごみ処理基本計画（第4次））

課題3：不法投棄の未然防止に努める必要がある。

引き続き発生している不法投棄も課題に挙げられます。2022年5月に実施した「-あなたと描く水戸の未来-市民1万人アンケート（以下「1万人アンケート」という。）」において、市が力を入れて取り組むべき環境問題として「不法投棄を防止するための対策」と回答した割合は全体の27.8パーセントとなり、2011（平成23）年度の前回調査より増加傾向にあります。特に、飯富地区（43.6パーセント）、山根地区（77.8パーセント）、大場地区（50.0パーセント）では回答割合が多く、高速道路の側道や山林が多い一部の地域等では課題となっています。

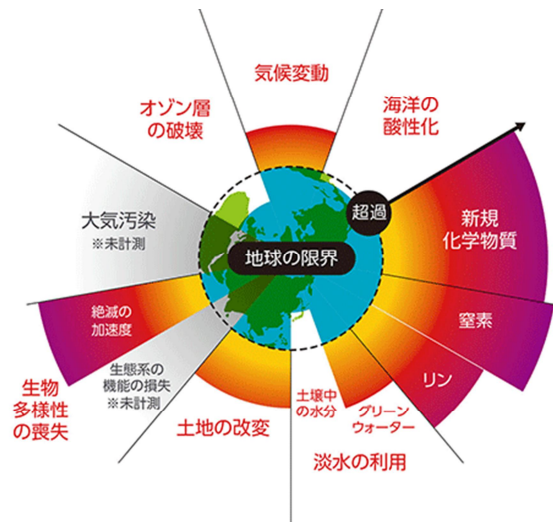
3 自然環境

(1) 概況

自然環境は、地球温暖化による気候変動と相互に影響し合う関係にあり、気候変動の影響が種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅等を引き起こし、生き物たちの豊かな個性とつながりを意味する「生物多様性」の損失を招く可能性があると言われています。人間活動による地球への様々な影響を客観的に評価する方法の一例である「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」では、種の絶滅の速度や新規化学物質、窒素、リン等が地球の限界を超過しており、回復不可能な変化が起こりうることを示唆されています。

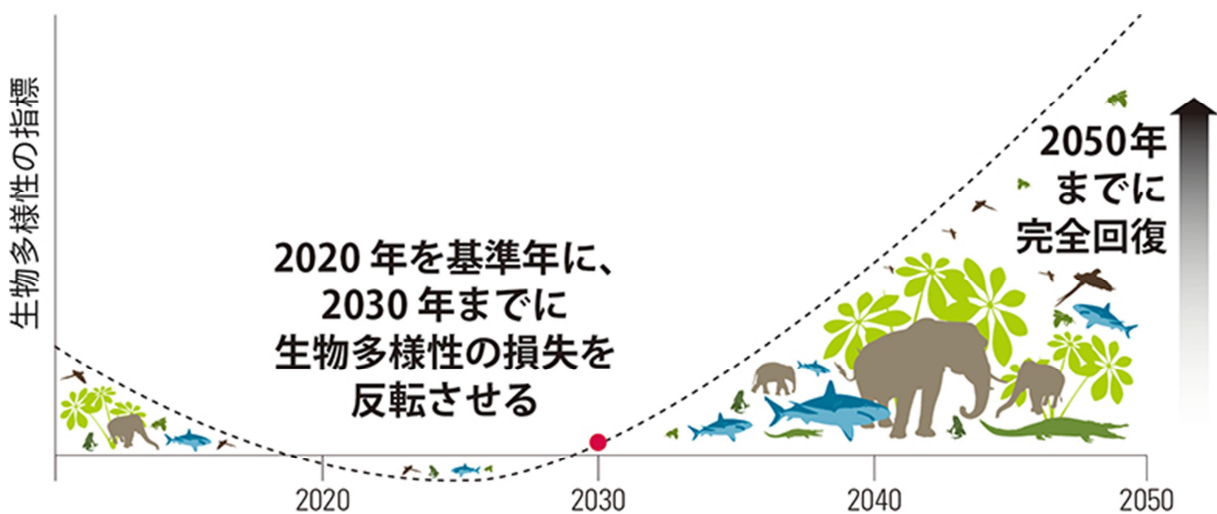
地球上の3,000万種ともいわれる多様な生き物は、一つ一つに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。この生物多様性が損なわれ続けることで、地球のバランスを保っていたサイクルが崩れ、私たちの生活をはじめとする、様々なところに影響を与えることが懸念されています。

このような中、2022（令和4）年に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の考え方が取り入れられ、2030（令和12）年までの間に生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるために取組を推進することを各国に求めています。



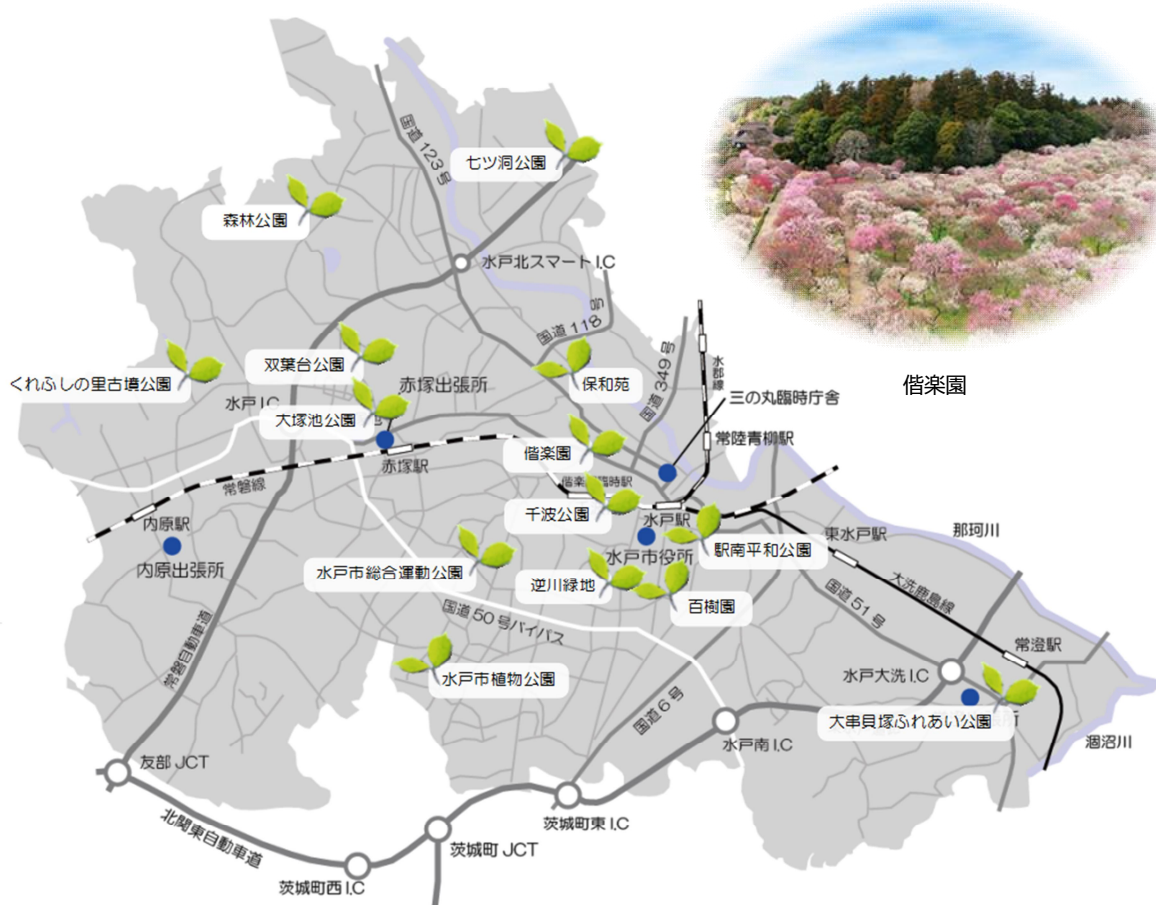
資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

図〇 プラネタリー・バウンダリー
(出典：環境省 令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書)



図〇 2030年までのネイチャーポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
(出典：WWF ジャパン)

また、金沢の兼六園、岡山の後樂園とともに日本三名園の一つに数えられる偕楽園や偕楽園と合わせて本市のシンボル空間を形成する千波公園、あじさいの名所で知られる保和苑、英国式の庭園として整備された七ツ洞公園など、本市には魅力ある様々な公園が存在しています。これらの公園は、市民の憩いの場であるとともに、都市に緑を創出し、自然生態系の保全の重要な役割を担っています。「水戸市緑の基本計画」においては、「歴史に育まれた水と緑と共生するまち」を目指す姿に掲げ、都市部における公園・緑地の整備、公有地、民有地の緑化の推進など、まちの緑全般の保全を進めているところであり、本市の市民一人当たりの都市公園面積は12.0㎡と全国平均を上回っています。



図〇 市内の主な公園とその位置（出典：水戸市）

図〇 都市公園の開設状況(2023年4月1日時点)

| 種別 | 街区公園 | 近隣公園 | 地区公園 | 総合公園 | 運動公園 | 広場公園 | 特殊公園 | 広域緑地 | 都市公園 | 計 |
|------------------------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 箇所数 | 84 | 6 | 1 | 2 | 4 | 3 | 6 | 1 | 37 | 144 |
| 面積 (ha) | 23.75 | 15.26 | 3.40 | 79.99 | 40.22 | 0.72 | 50.05 | 58.00 | 50.41 | 321.58 |
| 市民一人当たりの面積 | | | | | | | | | 12.0㎡ | |
| 全国平均一人当たりの面積 (2022 (令和4) 年3月31日時点) | | | | | | | | | 10.8㎡ | |

(出典：水戸市第7次総合計画)

(2) 前計画の取組

環境目標「親しまれる河川・湖沼づくり」については、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準で対象全ての河川で環境指標を達成しました。一方で、千波湖の化学的酸素要求量（COD）については、改善が見られましたが、指標の達成には至っていません。

また、環境目標「自然環境の保全と共生」については、市内の都市公園の面積が増加し、指標を概ね達成していますが、他の指標は現状では未達成となっています。

水戸市環境基本計画（第2次）環境目標3 親しまれる河川・湖沼づくり 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|--|----------------------|----------------|----------------|--------------|
| 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準の達成率 ^{※1} | 7河川/8河川 | 8河川/8河川 | 8河川/8河川 | 達成 |
| 千波湖における化学的酸素要求量（COD） （千波湖中央のCOD夏季の最大値） | 26mg/L ^{※2} | 20 mg/L | 8mg/L | 未達成 |
| 生活排水処理総合普及率（公共下水道や農業集落排水，合併浄化槽等により，生活排水を適正に処理できる人口の割合） | 87.2% | 93.6% | 95% | 概ね達成 |

※1 環境基準が指定されている河川は、那珂川・藤井川・石川川（A 類型），涸沼川・涸沼前川（B 類型），桜川・逆川・沢渡川（C 類型）の8河川。

※2 2012(H24)年度は震災による導水量の減少により異常値となったため，2010（H22）年度の値を記載しています。

水戸市環境基本計画（第2次）環境目標4 自然環境の保全と共生 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準年度 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標年度 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|-------------------------------------|-------------------|----------------|------------------|--------------|
| 市内の都市公園の面積 | 297ha | 321.58ha | 330ha | 概ね達成 |
| エコファーマー（環境にやさしい農業に取り組む農業者）の登録者数 | 214人 | 96人 | 270人 | 未達成 |
| 自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合（市民アンケート） | 48.2% | 47.4% | 55% | 未達成 |

(3) 主な課題

課題 1：動植物の生息環境の保全を図る必要がある。

2014（平成 26）年度及び 2015（平成 27）年度に実施した市内自然環境調査では、スナヤツメやホトケドジョウをはじめとする多くの希少な動植物が確認されるとともに、アライグマやオオキンケイギクといった特定外来生物の分布も見られました。現在は、希少な動植物はより希少になる一方で、特定外来生物はより数を増やしている状況です。動植物の生息状況を確認し、市民、事業者、市が協力して保護や防除に取り組む必要があります。

図〇 市内に生息する希少な動植物

| 分類 | 科名 | 名称 | 茨城県レッドデータブックでの分類 |
|------|----------|------------|------------------|
| 鳥類 | タカ科 | チュウヒ | 絶滅危惧ⅠB類 |
| | サギ科 | アマサギ | |
| | タカ科 | サシバ | |
| | | ハチクマ | |
| ツバメ科 | コシアカツバメ | 絶滅危惧Ⅱ類 | |
| 魚類 | ヤツメウナギ科 | スナヤツメ | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| | ギギ科 | ギバチ | |
| | コイ科 | ヤリタナゴ | |
| | ウナギ科 | ニホンウナギ | |
| | メダカ科 | メダカ | |
| | ドジョウ科 | ホトケドジョウ | |
| 昆虫類 | タテハチョウ科 | オオムラサキ | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| | アリ科 | トゲアリ | |
| | ガムシ科 | ガムシ | |
| | セセリチョウ科 | ギンイチモンジセセリ | |
| | タマムシ科 | アオマダラタマムシ | |
| 植物 | ミクリ科 | ヒメミクリ | 絶滅危惧ⅠB類 |
| | ラン科 | エビネ | 絶滅危惧Ⅱ類 |
| | アカバナ科 | ミズユキノシタ | |
| | トチカガミ科 | クロモ | |
| | ミソハギ科 | ミズマツバ | |
| | キキョウ科 | キキョウ | |
| | マメ科 | オオバクサフジ | |
| | クロウメモドキ科 | イソノユキ | |
| | イチヤクソウ科 | シャクジョウソウ | |

（出典：水戸市平成 2014～2015 市内自然環境調査報告書）

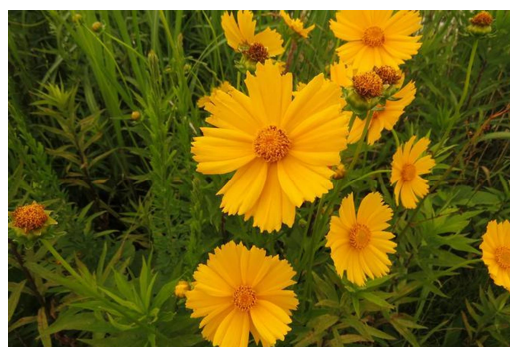
図〇 県内に定着が確認されている特定外来生物（2023年9月時点）

| 分類 | 特定外来生物 |
|------|---|
| 哺乳類 | アライグマ, クリハラリス |
| 鳥類 | ソウシチョウ, ガビチョウ |
| 昆虫類 | アカボシゴマダラ, クビアカツヤカミキリ, ツヤハダゴマダラカミキリ |
| 爬虫類 | ミシシippアカミミガメ |
| 両生類 | ウシガエル |
| 魚類 | チャンネルキャットフィッシュ, ブルーギル, コクチバス, オオクチバス, カダヤシ, オオタナゴ, コウライギギ |
| 甲殻類 | アメリカザリガニ |
| 軟体動物 | カワヒバリガイ |
| クモ類 | セアカゴケグモ |
| 植物 | ガエツルノゲイトウ, ミズヒマワリ, オオキンケイギク, オオハンゴンソウ, オオカワヂシャ, アレチウリ, オオフサモ, アゾラ・クリスタータ, オオバナミズキンバイ, ナガエモウセンゴケ |

(出典：茨城県)



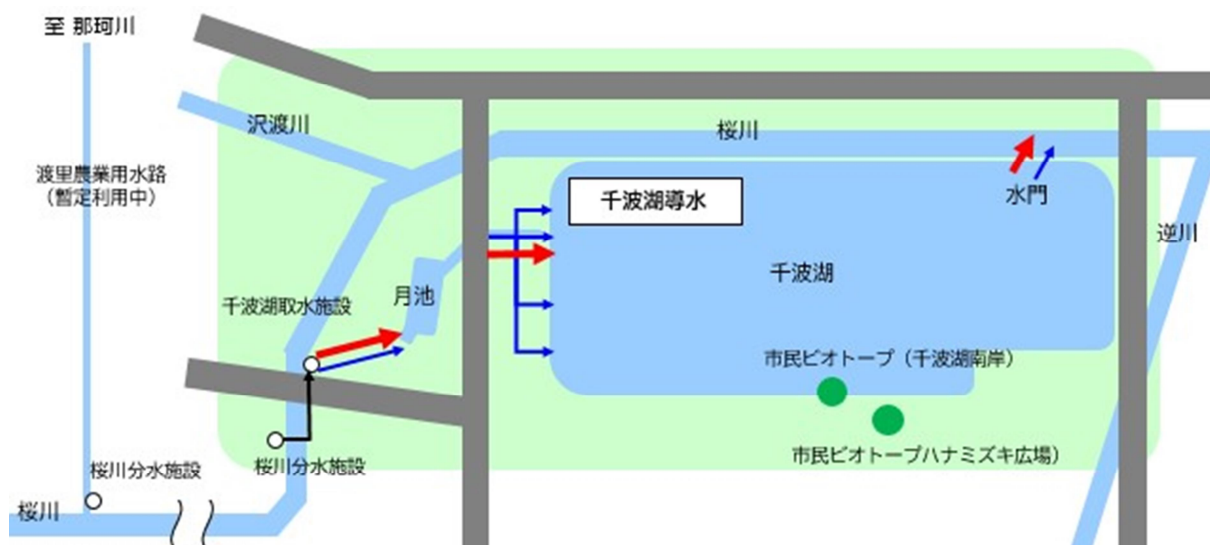
アライグマ



オオキンケイギク

課題 2：千波湖等の水質を改善する必要がある。

自然環境に係る課題として、千波湖等の水質も挙げられます。千波湖は、夏季になると水の富栄養化（窒素やリン等が多くなる現象）や湖水の滞留、水温上昇、日射等が原因で、アオコによる景観の悪化や悪臭が発生しています。本市では、このようなアオコ対策として、1988（昭和63）年度から、那珂川及び桜川の水を最大毎秒1.4t千波湖に導水する千波湖導水事業を開始しました。2022（令和4）年度からは、霞ヶ浦導水事業により、導水量を最大毎秒3tに増やしたところであり、試験通水を行った際には、通水から3日目頃に明らかにアオコの減少を確認できました。「1万人アンケート」で、水戸市の魅力ある資産として千波湖を挙げた割合が59.9パーセントに上ることからも、引き続き、本市のシンボルである千波湖の水質浄化を図ることが求められます。



図〇 千波湖導水事業



千波湖：導水前（令和5年8月23日）



千波湖：導水中（令和5年8月25日）

課題 3：緑の保全など、自然環境を維持・向上する取組が必要である。

本市の市民一人当たりの都市公園面積は全国平均を上回っており、緑に親しめる空間が整備されています。引き続き、生物多様性に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源対策や暑熱対策にもつながる公園や緑地といった自然環境を整備・保全していく必要があります。

また、化学肥料、農薬等の使用を低減した環境にやさしい農業の推進など、様々な分野において自然環境への配慮が求められます。

4 生活環境

(1) 概況

国においては、高度経済成長期に各地で水や大気、土壌等に係る公害問題が発生したことを契機に、良好な生活環境を保全するため、法の整備を行いました。現在の「環境基本法」では、公害の定義を定めており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害は「典型7公害」と呼ばれています。この「典型7公害」については、それぞれ個別の法令により規制基準が設定されるなど、未然防止が図られています。一方で、国や県等が実施した調査において、河川・地下水等から人の健康や動植物の生息生育への影響が懸念されるPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）のうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が暫定目標を超過して検出されたことを受け、2023（令和5）年1月にPFASに対する総合戦略検討専門会議が設立されるなど、有害な化学物質への対応も進んでいます。

本市においては、各公害関係法令に基づき、水質の調査や対象となる工場等への立入調査を行うなど、公害の未然防止に努めてきました。2020（令和2）年度からは、本市が中核市に移行したことに伴い、大気に係る業務が茨城県から移譲され、市内3地点での大気の常時監視やアスベスト除去作業の現地調査等を実施しています。



水質調査の様子



水戸石川大気常時測定局

本市の生活環境を構成する重要な要素として、弘道館、備前堀等の歴史的景観や千波湖、偕楽園等の自然景観によって形成された歴史的、文化的なまちなみが挙げられます。2015（平成27）年度には、弘道館、偕楽園、日新塾跡等が日本遺産に登録されたところであり、現在は、足利市や日田市、備前市と連携し、弘道館、偕楽園を含む4市の教育遺産を「近世日本の教育遺産群」として、世界遺産登録を目指しています。また、2020（令和2）年度に復元整備が完了した水戸城大手門を有する弘道館・水戸城周辺地区について、都市景観重点区域に指定し、特色ある優れた都市景観づくりを図るなど、歴史的、文化的な生活環境を生かしたまちづくりを進めています。

さらに、良好な生活環境を保全するため、空き缶やたばこのポイ捨て、飼い犬によるふん害の防止啓発など、生活環境の美化に係る市民意識の向上に努めています。



弘道館



水戸城大手門

(2) 前計画の取組

前計画では、環境目標である「良好な生活環境の確保」について、大気や騒音に係る環境指標を4つ設定しており、市民の満足度を除く三つの指標を達成しています。

また、環境目標「快適な環境の保全・創出」に係る環境指標については、都市景観重点地区に弘道館・水戸城周辺地区が追加となり、指定の総数が備前堀周辺地区1地区から、計2地区に増えるなど、全ての指標で基準年度より良化しているところですが、指標の達成には至っていない状況です。

水戸市環境基本計画（第2次）環境目標5 良好な生活環境の確保 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|--|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 大気に係る環境基準適合状況（二酸化硫黄，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，二酸化窒素） | 適合 | 適合 | 適合 | 達成 |
| 光化学オキシダント注意報の年間発令日数 | 0日 | 0日 | 0日 | 達成 |
| 道路交通騒音に係る環境基準達成率 | 100% | 100% | 100% | 達成 |
| 公害・環境対策に満足している市民の割合（市民アンケート） | 22.8% | 27.5% | 30% | 未達成 |

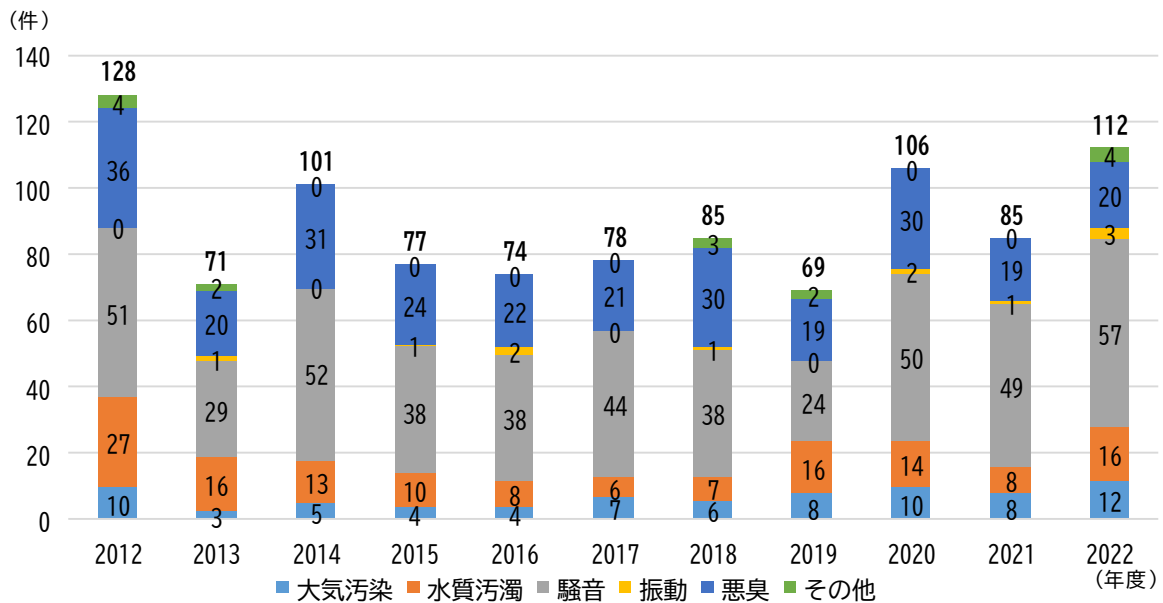
水戸市環境基本計画（第2次）環境目標6 快適な環境の保全・創出 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|-----------------------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 都市景観重点地区指定（総数） | 1地区 | 2地区 | 3地区 | 未達成 |
| 補助制度により整備された生垣の延長 | 9,913m | 11,315.2m | 14,000m | 未達成 |
| まちなみや景観などの整備に満足している市民の割合（市民アンケート） | 26.3% | 31.6% | 50% | 未達成 |

(3) 主な課題

課題1：公害の未然防止及び有害な化学物質への対応が必要である。

良好な生活環境を保全していくには、引き続き、公害の未然防止に努めることが重要です。市に寄せられる公害に係る苦情件数は、事業活動を起因とするもののほか、生活騒音等の法令の規制がないものも含め、年間約100件程度となります。「1万人アンケート」では、市が力を入れて取り組むべき環境問題として「大気汚染、水質汚濁等の監視による公害対策」と回答した割合は全体の25.9パーセントとなり、前回調査(28.1パーセント)と同等の割合になった一方で、騒音や排気ガスの小ささで概ね高い評価を受けています。引き続き、良好な生活環境を維持するため、関係機関と連携した適切な調査・監視や発生源対策を実施するとともに、市民、事業者の公害に対する理解促進を図ることが必要です。また、近年注目が高まっているPFAS等の有害な化学物質についても、関係機関と連携して対応していくことが求められます。



図〇 年度別公害苦情件数の推移 (出典：水戸市)

課題2：身近な生活環境の維持・向上を図る必要がある。

「1万人アンケート」において、本市の魅力ある資産に関する設問で、偕楽園(84.7パーセント)や弘道館(26.1パーセント)が回答の上位を占めており、歴史的、文化的な資産への関心は高いと考えられます。加えて、まちなみや景観等の整備の満足度も比較的高い状況にあります。このことから、引き続き、本市の誇る歴史的、文化的まちなみの維持・向上を図ることが求められます。

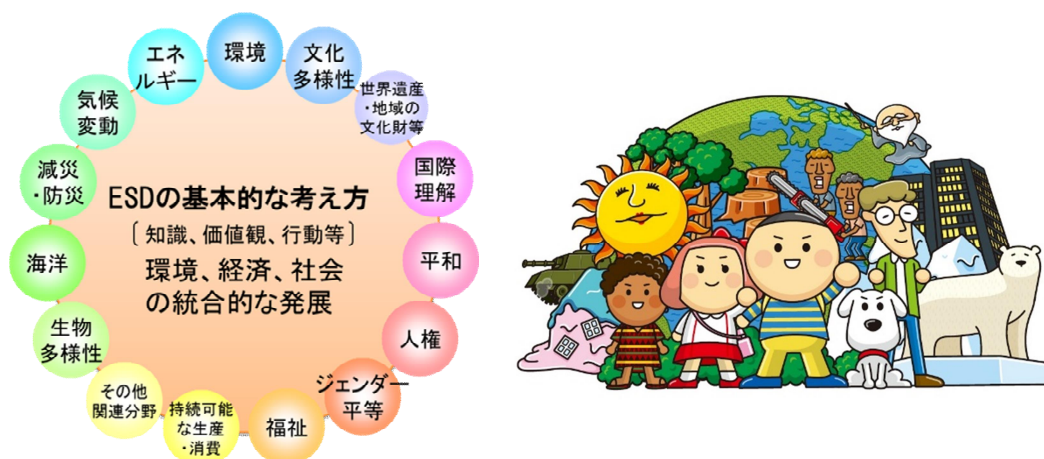
また、空き缶等のポイ捨てや犬のふん害など、身近な生活環境に係る苦情が年間を通して寄せられることから、美化活動の推進など、快適な生活環境を保全するための取組を図ることが必要です。

5 協働による環境保全

(1) 概況

現代における多様な環境問題を解決していくためには、行政の取組だけではなく、市民、事業者それぞれが環境に対する意識をもち、協働による環境保全活動を推進することが重要です。また、市民、事業者一人一人の環境に係る意識高揚を図るとともに、将来にわたって活躍する人材の育成のため、環境教育や環境学習の充実が求められています。

国においては、2002（平成14）年の持続可能な開発に関する世界首脳会議にて、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動である「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」（通称E S D）を提案しました。E S Dは、S D G sの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7に位置付けられ、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとして、世界的に推進されています。このような中、2012（平成24）年に施行された「環境教育等による環境保全の取組促進に関する法律」では、体験の機会の場の認定制度等が導入されたほか、学習指導要領において、環境に関する内容の充実が図られるなど、教育現場における環境教育の普及が進んでいます。



図〇 持続可能な開発のための教育E S D（出典：文部科学省）

本市の小・中学校においては、義務教育課程9年間を通して、E S Dに取り組んでおり、理科の授業や水戸まごころタイム等での学習のほか、清掃工場「えこみっと」の見学など、子どもたちの発達段階に応じて、環境について学ぶ機会の充実を図っています。

また、協働による取組としては、水戸市環境フェアや千波湖環境学習会等のイベントをはじめ、みと好文カレッジや市民センター等での環境に関する講座、那珂川水系クリーン作戦や桜川水系クリーン作戦等の清掃活動など、様々な環境保全に係る活動を市民、事業者との協働により実施しています。さらに、いばらき県央地域連携中枢都市圏において、圏域全体で二酸化炭素排出量削減に取り組むなど、多様な主体が参加しての取組を進めています。

(2) 前計画の取組

前計画では、環境目標である「環境活動と環境教育の充実」について、環境指標を四つ設定しています。環境指標の一つである観察会、学習会等への参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、一時は少なくなっていました。2022（令和4）年度から通常開催に戻したイベントも多く、特に、本市が（一社）茨城県環境管理協会と協働で開催する千波湖環境学習会への参加者が増加したことにより、現時点では目標を達成しています。

また、環境フェアへの参加者数については、開催方法を変更し、人数を制限して開催したため、基準年度より減少しました。一方で、2018（平成30）年度は茨城県が開催した世界湖沼会議のサテライト会場として実施したこともあって、13,000人、2019（令和元）年度は10,000人を集め、一時は指標を上回るなど、開催方法等により参加人数は変動しています。

水戸市環境基本計画（第2次）環境目標7 環境活動と環境教育の充実 環境指標達成状況

| 環境指標 | 基準年度 2012(H24) | 現状 2022(R4) | 目標年度 2023(R5) | 現状での 達成状況 |
|-----------------------|-------------------|------------------------|------------------|--------------------|
| 水戸市ホームページの環境情報のアクセス件数 | 約 28,000 件 | 31,035 件 ^{※1} | 40,000 件 | 未達成 |
| 観察会・学習会などへの参加者数（年間） | 1,200 人 | 2,008 人 | 2,000 人 | 達成 |
| 環境フェアへの参加者数 | 6,000 人 | 150 人 | 10,000 人 | 概ね達成 ^{※2} |
| 環境に関する活動を行う市民団体の数 | 18 団体 | 26 団体 | 30 団体 | 未達成 |

※1 ホームページのリニューアルにより、基準年度と同様の算出ができなくなったため、参考値として、2022(令和4)年8月～2023(令和5)年7月にかけての「地球温暖化」に係るホームページへのアクセス数を掲載しました。

※2 環境指標の設定当時想定していた屋外イベント形式による環境フェアは、2018（平成30）年度、2019（令和元）年度に指標を達成したため。



水戸市環境フェア 2018



千波湖環境学習会 ビオトープを作ろう

(3) 主な課題

課題1：参加しやすい環境教育・環境学習の場を作る必要がある。

環境学習・環境教育については、「温暖化対策アンケート」において、「環境イベントに参加し、地球温暖化を学習」に取り組んでいる市民は全体の4.9パーセントでしたが、今後取り組みたいと回答した割合は49.9パーセントとなりました。事業者においても、「環境セミナーなどへの参加」に既に取り組んでいる割合が4.7パーセントに対し、今後取り組みたい割合は37.1パーセントとなっています。このことから、環境教育・環境学習に興味を持ちながらも取り組めていない市民、事業者が一定以上存在することが推測されます。

このため、教育現場において環境教育を推進するとともに、イベント、講演会等による環境学習・環境教育の充実を図る必要があります。特に、イベントや講演会は、参加者が一定の層に限定される傾向にあることから、幅広い世代の市民、事業者が参加できる工夫が必要です。

課題2：多様な主体とパートナーシップを形成し、環境活動を推進することが必要である。

「1万人アンケート」で、参加したいまちづくりや地域の活動について、最多が「身近な道路や公園の清掃活動」(39.5パーセント)、次が「美化・緑化を進める活動」(31.9パーセント)となっており、市民の環境保全に係る関心は高いと考えられるため、広く市民が参加できる場づくりの工夫が求められます。

協働による環境保全活動を推進していくには、市民、事業者をはじめとする多様な主体と連携・協力することが重要であることから、環境保全団体、大学など、様々な主体とパートナーシップを形成することが必要です。

第3章 計画目標

1 目指す将来像

本市は、その地名の由来のとおり、多くの河川・湖沼を有する水の豊かなまちです。また、偕楽園等の多くの公園や千波湖周辺に広がる緑地帯など、多くの緑に囲まれています。私たちは、このような水と緑から恩恵を受け、豊かな生活を営んできました。しかし、利便性や物質的豊かさを追求した現代の社会活動の影響等により、平均気温の上昇や大規模な自然災害の発生、生物多様性の損失など、様々な環境問題が顕在化してきています。

そこで、「水戸市環境基本条例」の環境の保全及び創造に関する基本理念や本市の環境を取り巻く現況と課題、SDGsの理念等を踏まえ、目指す将来像を次のように設定し、本市の環境を将来世代に継承するための取組を推進していきます。

豊かな水と緑を未来へつなぐ
みんなでつくる持続可能なまち 水戸

目指す環境像の図を掲載

2 基本方針

目指す将来像の実現を図るため、計画の対象範囲について、それぞれ次のように基本方針を掲げます。

基本方針1 気候変動への対応

創エネや省エネ等による温室効果ガス排出量の削減や木材利用等による吸収源対策など、温室効果ガスを減らす取組（緩和策）を推進するとともに、既に起こり、激甚化・頻発化する自然災害や健康被害等の回避・軽減を図り（適応策）、緩和策と適応策の両輪による気候変動に対応したまちを目指します。

基本方針2 循環型社会形成の推進

限りある資源を次世代に引き継いでいくため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。また、不法投棄について、地域が一体となって防止に取り組みます。

基本方針3 豊かな自然環境の保全と共生

希少な動植物の保護や特定外来生物の防除など、生物多様性の保全を図るとともに、千波湖や桜川等の水環境の保全・再生や親しまれる公園、緑地の整備等による緑の保全に取り組み、本市が誇る豊かな自然と人が共生する豊かなまちの実現を目指します。

基本方針4 快適な生活環境の保全・創出

大気・水・土壌環境等の日常生活に影響を与える公害の未然防止に努めるなど、良好な生活環境の保全・創出を図ります。また、歴史的、文化的な資源を生かしたまちづくりを進めるとともに、まちの美化に努めるなど、快適で豊かな環境づくりを推進します。

基本方針5 協働による環境保全

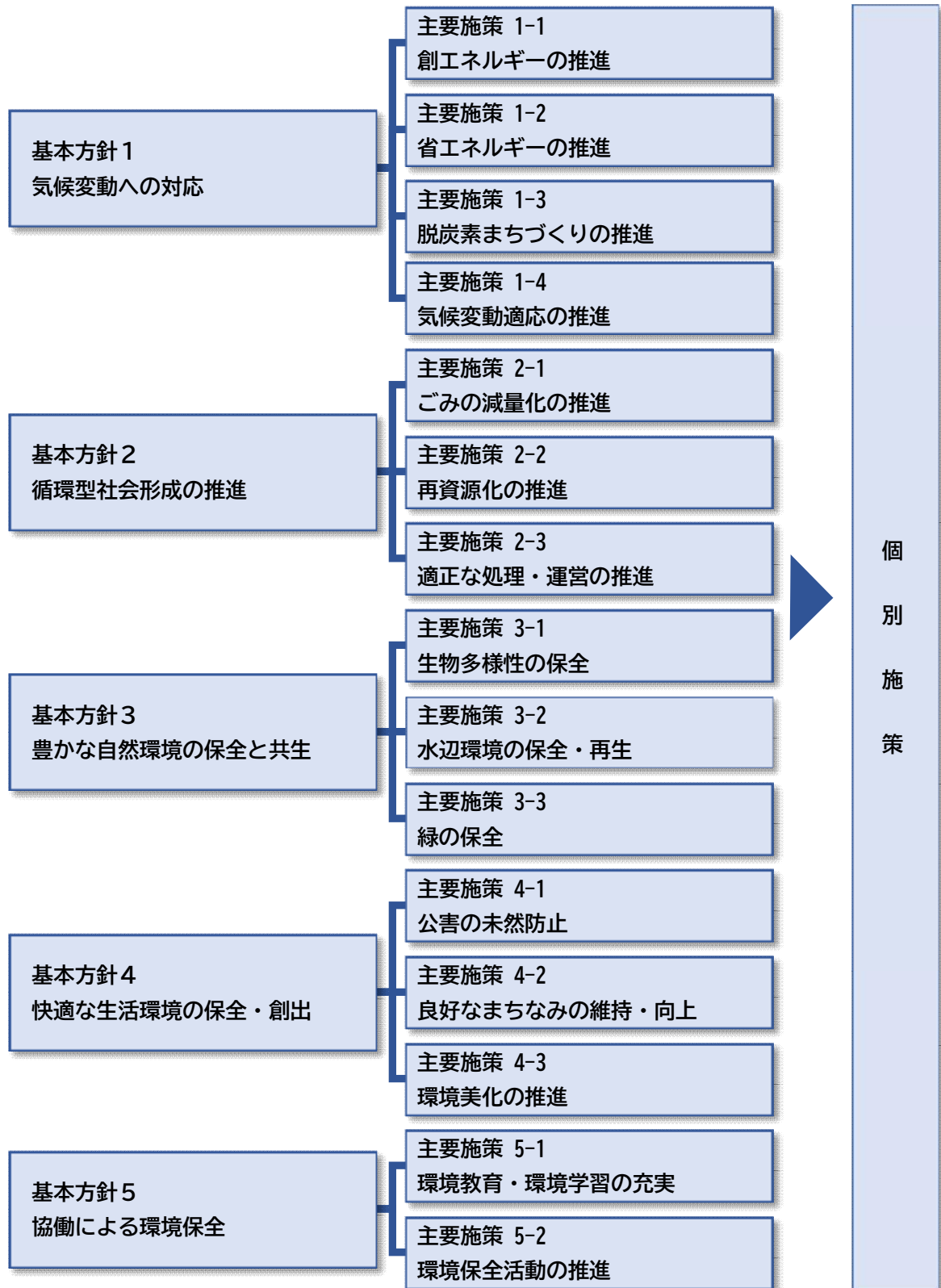
様々な環境問題に対応していくため、環境教育や環境学習の機会の充実を図り、環境問題に対し自ら行動できる人材の育成に努めながら、多様な主体とパートナーシップを形成し、協働による環境活動を推進します。

第4章 将来像実現に向けた施策の展開

1 施策体系

将来像

豊かな水と緑を未来へつなぐ みんなでつくる持続可能なまち 水戸



2 施策の展開（作成中）

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市それぞれが積極的に取組を実践するとともに、協働による取組が重要です。市では、市内の横断的な連携を図るとともに、市民や事業者とパートナーシップを形成しながら、施策を推進していきます。

また、国や茨城県、いばらき県央地域連携中枢都市圏等の関係機関と情報共有を行い、連携の上、取組を推進します。

(1) 水戸市環境審議会

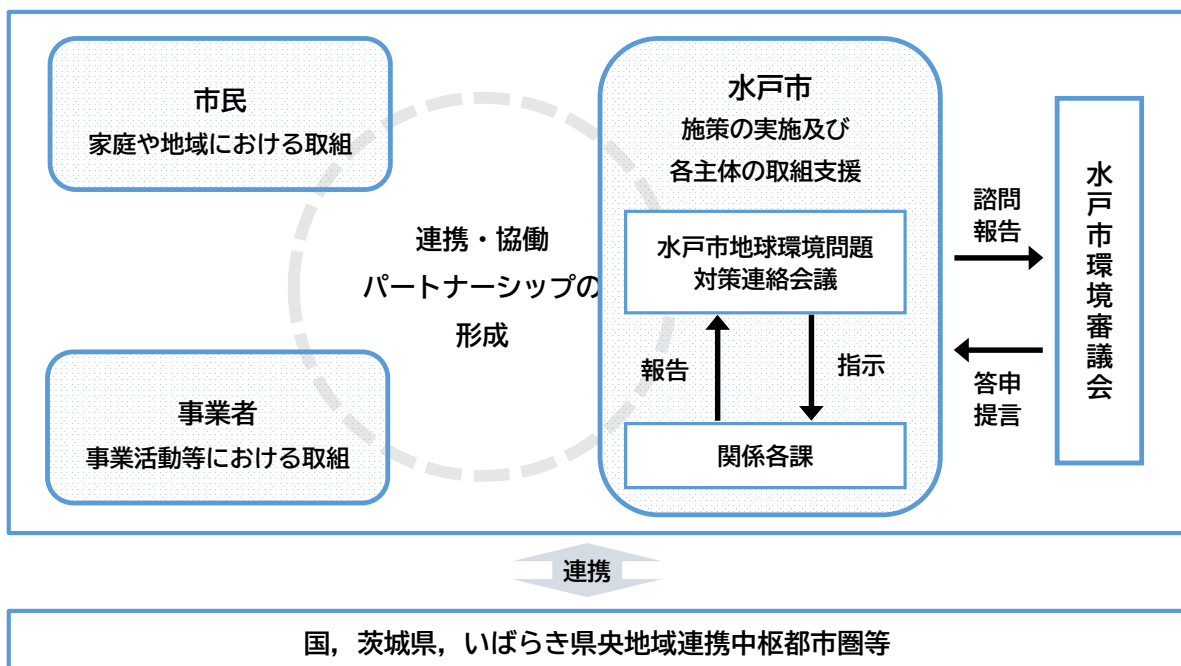
水戸市環境審議会条例により設置された組織であり、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議します。本計画の進捗状況・結果等の報告を受け、点検・評価を行うとともに、結果に対する専門的、客観的視点による意見・提言を行います。

(2) 水戸市地球環境問題対策連絡会議

地球環境問題に関する市内横断的な組織で、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行います。各部署の事業や施策の実施状況等を把握し、各部署連携のもと、全市一体となった計画の推進を図るとともに、水戸市環境審議会の点検・評価や意見・提言に基づき、市の取組方針を決定します。

(3) 広域的な連携

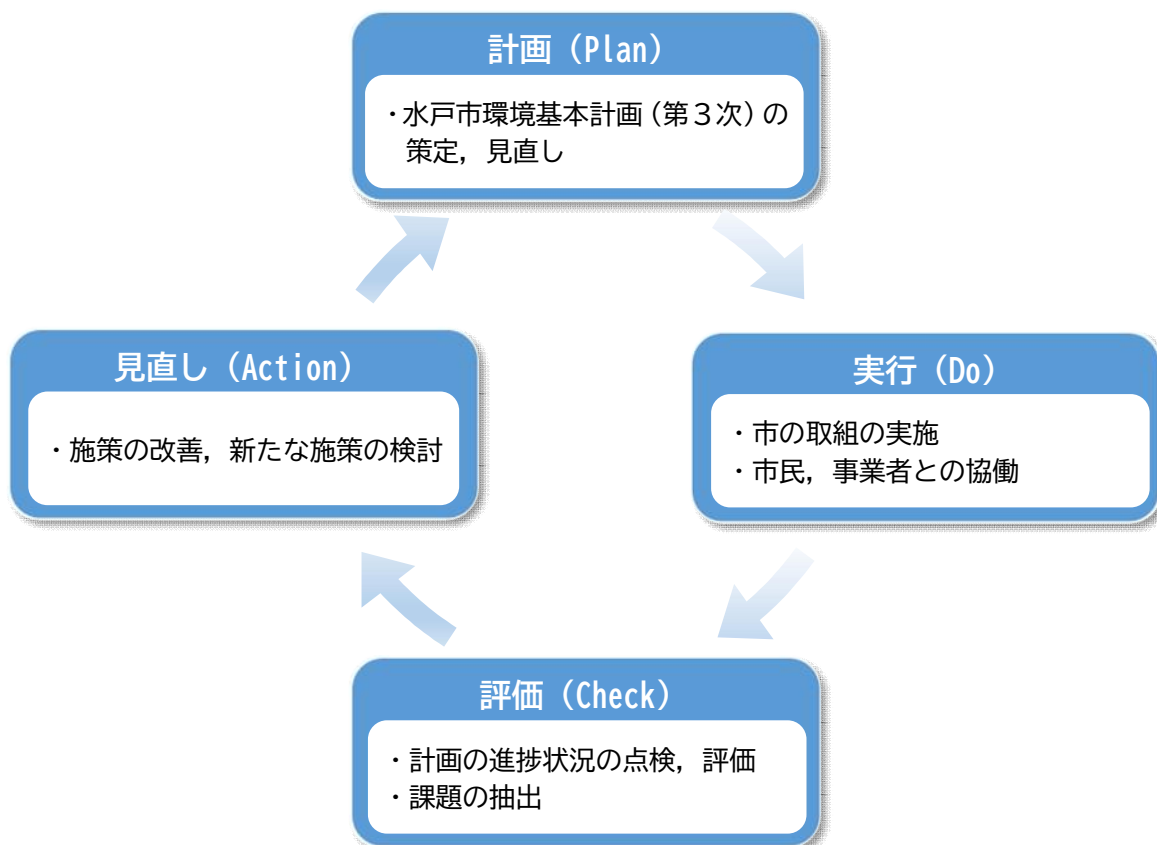
地球温暖化や自然環境など、広域で取り組むことが望ましい事項については、国、茨城県及びいばらき県央地域連携中枢都市圏等での連携も含め、取組を推進していきます。



図〇 推進体制

2 計画の進行管理

本計画に位置付けた各施策を実効的かつ継続的に推進していくために、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) を繰り返す PDCA サイクルにより、進行管理を実施していきます。また、本計画の進捗状況については、ホームページ等で公表します。



参考資料（作成中）

アンケート調査結果

環境に関する市民アンケート調査

地球温暖化対策に関するアンケート調査

－あなたと描く水戸の未来－市民1万人アンケート

用語解説

環境に関する市民アンケート調査結果

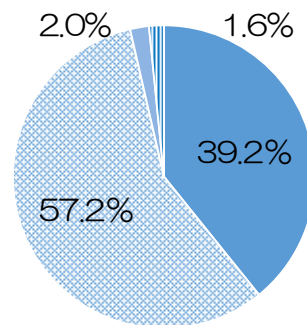
1 調査概要

| | |
|------|---|
| 調査期間 | 令和5年10月25日～令和5年11月8日(15日間) |
| 調査方法 | ①住民基本台帳(令和5年10月1日時点)から性別年齢階層別に無作為抽出した、満18歳以上の2,000人の市民を対象に郵送にて調査票を送付。返信用封筒もしくは、Web回答フォームから回答を収集。 ②水戸市HP上にアンケートWeb回答フォームへの誘導URLを設置し、回答を収集。水戸市公式LINE、X(旧twitter)で情報発信を行った。 |
| 調査内容 | ○環境に配慮した生活が、生活全般に与える影響についての意識 ○本市の環境全般についての分野別満足度 ○住居の省エネ・創エネを実施している割合と阻害要因 ○市民の環境配慮行動の実施割合と阻害要因 ○本市の特定外来生物についての認知度 ○環境保全の活動や学習会等への参加割合と参加意向 ○市民が事業者に求める取組 ○市民がまちなかの暑さ対策として求めているもの |
| 回答数 | 合計1,404件、 うち、①によるもの693件(回答率34.7%) ②によるもの711件 |

2 回答者属性について

- 回答者の性別は、「男性」が39.2%、「女性」が57.2%、「どちらともいえない」が2%だった。

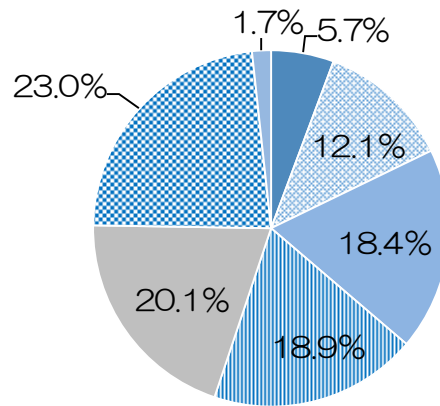
| | 件数 | (全体)% |
|-----------|------|-------|
| 男性 | 551 | 39.2% |
| 女性 | 803 | 57.2% |
| どちらともいえない | 28 | 2% |
| 不明 | 22 | 1.6% |
| 全体 | 1404 | 100% |



■ 男性 ✖ 女性 ■ どちらともいえない ■ 不明

・回答者の年齢は、「18～24歳」が5.7%、「25～34歳」が12.1%、「35～44歳」が18.4%、「45～54歳」が18.9%、「55～64歳」が20.1%、「65歳以上」が23%だった。

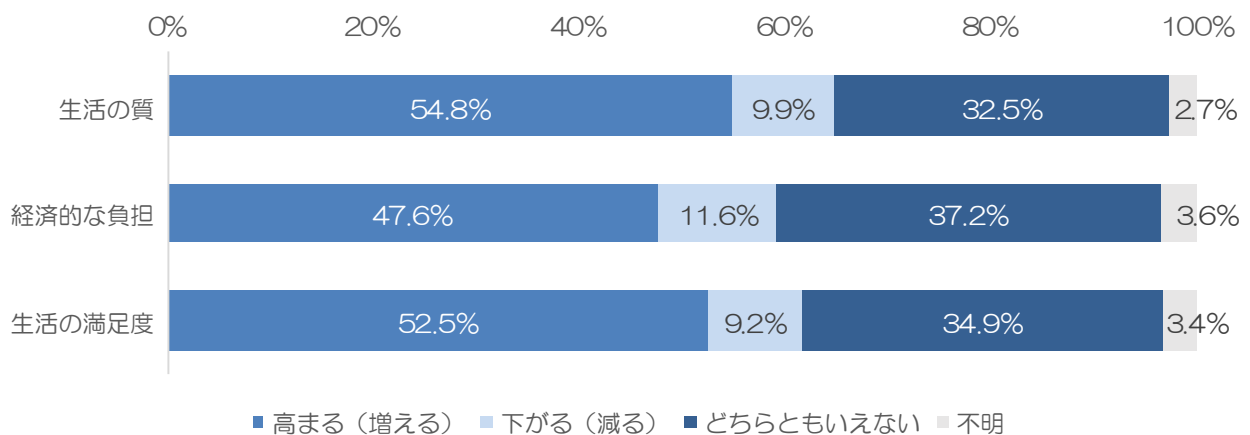
| | 件数 | (全体)% |
|--------|------|-------|
| 18～24歳 | 80 | 5.7% |
| 25～34歳 | 170 | 12.1% |
| 35～44歳 | 259 | 18.4% |
| 45～54歳 | 266 | 18.9% |
| 55～64歳 | 282 | 20.1% |
| 65歳以上 | 323 | 23% |
| 不明 | 24 | 1.7% |
| 全体 | 1404 | 100% |



■ 18～24歳 × 25～34歳 ■ 35～44歳 ■ 45～54歳
■ 55～64歳 × 65歳以上 ■ 不明

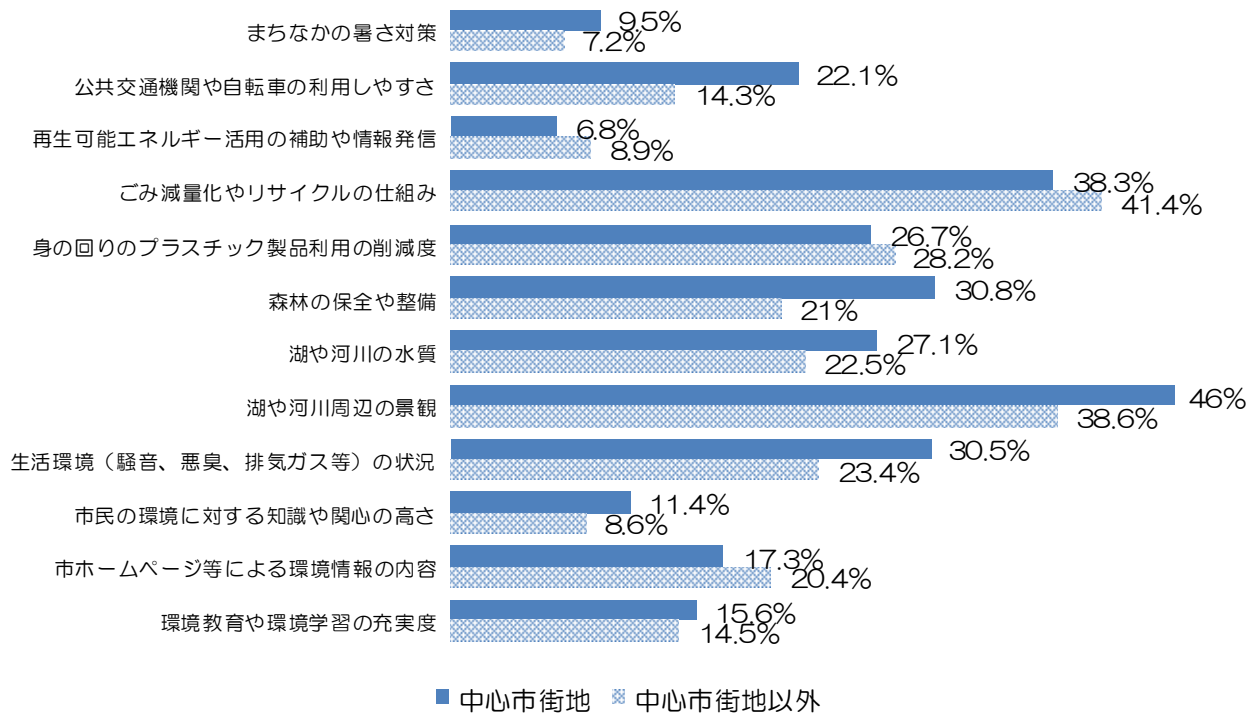
3 回答結果(一部)

問1. あなたは、環境に配慮した生活をする事で、「生活の質・経済的な負担・生活の満足度」について、どのように考えていますか。あてはまるものに○をつけてください。n=1,404



問2. 水戸市の環境についての満足度を教えてください。n=1,404

【地区別で満足度の高い項目】



問5. あなたの住居への太陽光発電・蓄電池の設置状況について教えてください。n=1,404

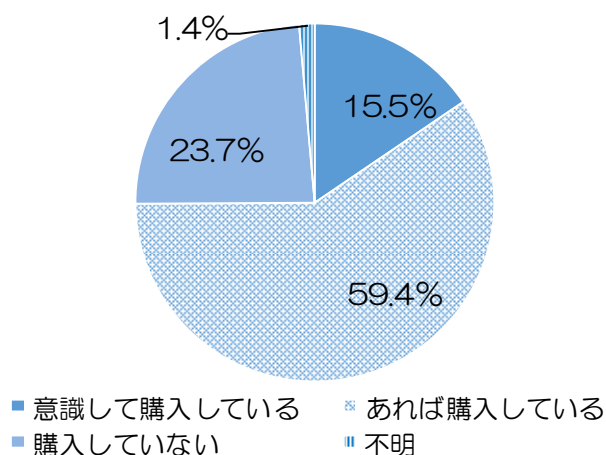
- ・ 既に設置済み 19.8 %
- ・ 取り付ける予定はない 77.1 %

問6. 問5で「2. 取り付ける予定はない」と回答した方へ。その理由は何ですか。n=1,082

| | 件数 | (全体)% |
|----------------------------|------|-------|
| アパートや賃貸等のため自分で手入れすることができない | 325 | 30% |
| どうしてよいか方法がわからない | 62 | 5.7% |
| 費用が多くかかる | 592 | 54.7% |
| 面倒だ | 96 | 8.9% |
| その他 | 199 | 18.4% |
| 不明 | 38 | 3.5% |
| 全体 | 1082 | 100% |

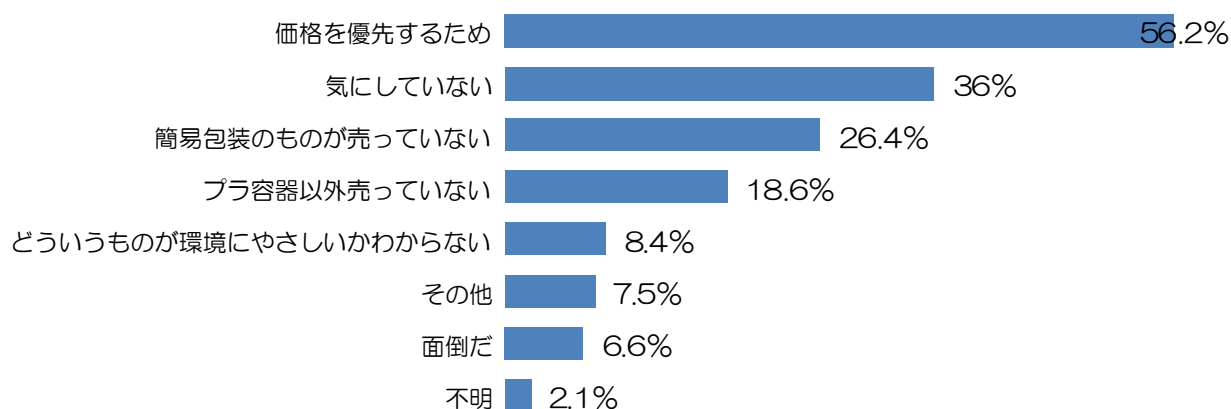
問7. 普段の買い物で簡易包装やプラごみ(プラスチックごみ)が出にくい商品など、環境にやさしい商品の購入をしていますか。 n=1,404

| | 件数 | (全体)% |
|------------|------|-------|
| 意識して購入している | 218 | 15.5% |
| あれば購入している | 834 | 59.4% |
| 購入していない | 333 | 23.7% |
| 不明 | 19 | 1.4% |
| 全体 | 1404 | 100% |



問8. 問7で「2. していない」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。 n=333

・環境にやさしい商品を購入していない理由としては、「価格を優先するため」が最も多く 56.2%だった。次いで「気にしていない」が 36%、「簡易包装のものが売っていない」が 26.4%だった。

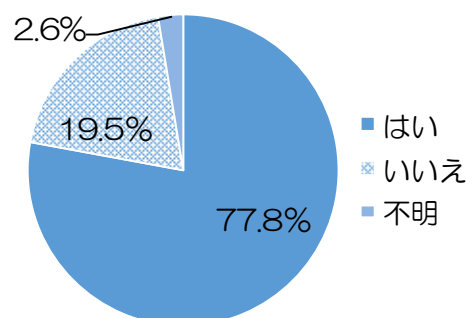


問 10. 参加している、または今後参加したい環境教育や環境学習, 地域のボランティアについて。
n=1,404

| n=1404 | 常に参加 している | 時々参加 している | 今後参加 したい | 参加する つもりは ない | 不明 |
|------------------|--------------|--------------|-------------|--------------------|------|
| 環境問題等に関する講演会・講習会 | 0.4% | 5.1% | 34.1% | 52.1% | 8.3% |
| 自然観察会 | 0.2% | 5.1% | 39.5% | 46.7% | 8.5% |
| 自然林や野生生物等の自然保護活動 | 0.3% | 1.8% | 39.6% | 49.7% | 8.6% |
| 花壇作りや植樹などの緑化運動 | 1.7% | 8.4% | 37.9% | 44.2% | 7.8% |
| 地域の清掃活動 | 11.3% | 18.5% | 32.8% | 32.2% | 5.1% |
| 森林保全に関する活動 | 0.4% | 2.3% | 34.6% | 53.2% | 9.5% |
| 河川清掃や河川保全活動 | 1.8% | 4.9% | 32.9% | 51.6% | 8.8% |
| 環境基金など環境保全のための寄付 | 1.5% | 9.6% | 36% | 44.7% | 8.2% |

問 11. あなたは環境に配慮している企業の製品やサービス等を購入したいですか。 n=1,404

| | 件数 | (全体)% |
|-----|------|-------|
| はい | 1093 | 77.8% |
| いいえ | 274 | 19.5% |
| 不明 | 37 | 2.6% |
| 全体 | 1404 | 100% |



問 12. 問 12 で「1. はい」と回答した方にお聞きします。具体的に企業や事業所に求めたいことは何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。 n=1,093

・企業や事業所に求めたいことは、「ごみの削減やリサイクル活動」が最も多く76%だった。次いで、「環境に配慮した商品やサービスの提供」が75.1%、「省エネの推進」が48.6%だった。

問 13. まちなかの暑さ対策として、あなたが求めているものは何ですか。あてはまるもの2つに○をつけてください。 n=1,404

| | 件数 | (全体)% |
|---|------|-------|
| サンシェード等を設置して日陰を作る | 481 | 34.3% |
| 街路樹を植えて木陰を作る | 580 | 41.3% |
| ミストを噴霧する | 305 | 21.7% |
| クールスポット（涼しい休憩所）を作る | 558 | 39.7% |
| クールシェアリング （冷房の効いた公共施設や商業施設で過ごすこと）の推進 | 454 | 32.3% |
| 給水スポットやウォータースタンドの設置 | 250 | 17.8% |
| その他 | 34 | 2.4% |
| 不明 | 50 | 3.6% |
| 全体 | 1404 | 100% |

